

燕市省エネルギー診断促進補助金

申請要領

市内企業によるSDGsへの取組支援として、新たに国が進める省エネ診断の費用を補助し、既存設備の運用改善や省エネ設備への投資を促すことで、市内企業のカーボンニュートラルを促進します。

燕市産業振興部商工振興課

令和6年4月

1 対象者

次の1～4のいずれにも該当する事業者が対象となります。

1. 燕市内に事務所または事業所を置く中小企業
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者)
2. 納税状況が良好であること
3. 省エネルギー診断を受けていること。
4. 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
 - (4) 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主または法人
 - (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う個人事業主または法人

2 補助対象事業

1. 一般財団法人省エネルギーセンターで実施する省エネ最適化診断
2. 一般社団法人環境共創イニシアチブで実施する省エネルギー診断
3. 経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊の実施する省エネ診断

3 補助対象経費 / 補助率・補助限度額

補助対象経費：補助対象事業の診断費用(自己負担分)

※対象経費は、消費税等を除いた金額です。

補助率：対象経費の10/10以内

限度額：2万円(1,000円未満切り捨て)

4 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金) (当日消印有効)

※予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

5**申請から交付までの流れ**

1. 補助金交付要領などを熟読し申請方法を理解（ご不明な点は、お問い合わせください）
2. 交付申請書類を揃えて燕市役所に提出
3. 燕市役所から「交付決定兼確定通知書」が届いたら、交付請求書を作成して燕市役所に提出
4. 燕市役所から指定口座に補助金が振り込まれる

6**提出書類****交付申請**

申請受付期間内に次の書類を提出してください。

1. 交付申請書（様式第1号）
2. 事業内容（様式第1号 別紙）
3. 補助対象経費の領収書の写し又はそれに準じる書類の写し
4. 省エネ診断で発行される報告書の写し
5. 納税証明書または納税状況確認に係る同意書

※個人事業主で市外に居住の場合は、居住地で取得した納税証明書

交付請求

交付決定兼確定通知書を受け取ったら次の書類を提出してください。

1. 交付請求書（様式第4号）

7**申請方法**

いずれかの方法で申請してください。

1. 郵送の場合

宛先：〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地 燕市産業振興部商工振興課 宛て

2. 市役所の窓口

燕市役所 3階24番窓口（商工振興課）

3. 電子メールでの申請

電子メール：shoko@city.tsubame.lg.jp

燕市 産業振興部 商工振興課

電話 : 0256-77-8232 【直通】

電子メール : shoko@city.tsubame.lg.jp

※当支援金に係る取扱いについて、燕市補助金等交付規則及び燕市省エネルギー診断促進補助金交付要綱に定めるほかは、本紙「申請要領」によりますので、ご注意ください。